

神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(拠点病院及び支援病院の指定等)

第2条 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院（以下「病院」という。）のうち、神奈川県内に所在地があり、以下の要件を全て満たすものについて、神奈川県難病医療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）、神奈川県難病医療支援病院（以下「支援病院」という。）として指定する。

- (1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、拠点病院にあつては、「神奈川県難病医療連携拠点病院指定申請書」（第1号様式の1）、支援病院にあつては、「神奈川県難病医療支援病院指定申請書」（第1号様式の2）を神奈川県に提出していること。
- (2) 第3条に定める指定要件を全て満たしていること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りではない。

2 知事は、前項第1号による指定をした場合、拠点病院にあつては、「神奈川県難病医療連携拠点病院指定通知書」（第2号様式の1）、支援病院にあつては、「神奈川県難病医療支援病院指定通知書」（第2号様式の2）により、開設者に対しその旨通知する。

3 知事は、第1項第1号により指定した病院が指定要件を満たさないと判断されるとき、又は開設者から申出があつたときは、指定を取り消すことができる。

(指定要件)

第3条

1 拠点病院

次の各号に掲げる要件を満たし、本事業の目的を理解し、要綱第4条に掲げる役割を担う意思があり、実施可能な病院であること。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号の定めにより当該病院に配置が義務付けられた医師のうち、指定医かつ難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第153号。以下「難病法施行規則」という。）第15条第1項第1号イに該当する者が100名以上在籍していること。
- (2) 別表1に定める指定難病について、申請の前年度の年間治療実績が10疾患群以上であり、かつ別表1に掲げる疾病が含まれていること。
- (3) 特掲診療料「遺伝学的検査」及び「遺伝カウンセリング加算」の施設基準の届出を関東信越厚生局にしていること。
- (4) 保険医療機関であること。
- (5) 申請の前年度から継続して、別表1に定める疾患に関する総合相談事業及び治療、看護などに関する患者向けの事業を行っていることが、客観的数値等により確認できること。

- (6) 申請の前年度から継続して、別表 1 に定める疾患に関する相談連絡窓口を設置し、院内における連携体制が整備されていることが確認できること。また、相談連絡員等を配置し他の医療機関と協力して高度の医療を要する患者の受入事業を行っていることが、客観的数値等により確認できること。
- (7) 申請の前年度から継続して、難病について、地域の医療機関等からの要請に応じ医学的指導・助言事業を行い、研修を実施することにより、地域の医療機関との信頼関係を構築していることが、客観的数値等により確認できること。
- (8) 県の難病施策の理解、協力が、過去の実績から客観的に判断できること。

2 支援病院

次の各号に掲げる要件を満たし、本事業の目的を理解し、要綱第 5 条に掲げる役割を担うことができること。

- (1) 難病法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イに該当する者が 20 名以上在職していること。
- (2) 別表 1 に定める指定難病について、申請の前年度の年間治療実績が 4 疾患群以上であり、かつ別表 1 に掲げる疾病が含まれていること。
- (3) 救急病院として指定されていること。
- (4) 保険医療機関であること。
- (5) 緊急時等の難病患者の受け入れ及び診療に意欲的であること。
- (6) 拠点病院が実施する研修に参加する意思があること。
- (7) かながわ難病情報連携センターや難病対策地域協議会等との連携構築に協力する意思があること。

3 難病情報連携センター

知事は、かながわ難病相談・支援センターの運営業務を委託する開設者に対して、かながわ難病情報連携センターの事業を併せて委託する。指定要件については、かながわ難病相談・支援センターの運営業務の内容に記載する。

(報告)

第 4 条 拠点病院及び支援病院は、第 3 条に定める指定要件のうち、県が把握している事項以外の充足状況について、拠点病院にあつては、「神奈川県難病医療連携拠点病院現況報告書」(第 3 号様式の 1)、支援病院にあつては、「神奈川県難病医療支援病院現況報告書」(第 3 号様式の 2)により、毎年 1 回、指定する期日までに知事に報告する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。